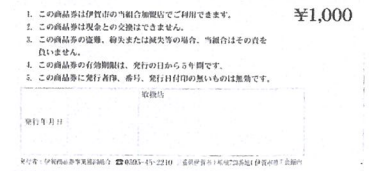
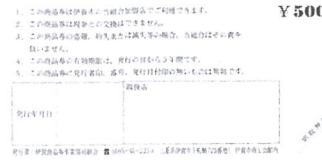


～商品券払戻しのお知らせ～

伊賀商品券事業協同組合

伊賀商品券事業協同組合から発行された商品券は令和8年2月28日（土）をもって使用期限が終了いたしました。

発行日から5年以内（有効期限）の商品券をお持ちの方は、下記の方法によりお申し出ください。



☆発行から5年以内の商品券(500円・1,000円)は下記の方法により払戻しを致します

【商品券払戻し場所】・伊賀商品券事業協同組合各加盟店 ・伊賀市商工会(伊賀支所・阿山支所・大山田支所)

【申出方法】 上記払戻し場所では有効期限内（発行から5年）の商品券を持参しお申し出ください

【払戻し方法】 商品券（額面）と交換により、同額の現金をお支払い

【払戻し申出期間】 令和8年3月2日（月）～令和8年5月25日（月）

【申出受付時間】 各加盟店は営業日・営業時間内 商工会は土、日、祝日以外の9時から16時

※当該期間内に払戻の申し出がない場合は、この払戻手続きから除斥されます。

※ご持参出来ない場合は払戻申出期間内までに下記のお問合せ先へご連絡ください。

お問合せ先：伊賀市商工会 伊賀市下柘植723番地 TEL 0595-45-2210
阿山支所 伊賀市馬場1128番地4 TEL 0595-43-0014
大山田支所 伊賀市平田950番地1 TEL 0595-47-0321